

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け土技第1457号）により令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「建設工事請負契約約款」（平成9年3月31日告示第317号）第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

(1) 令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価（「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和4年2月18日付け土技第1403号））を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k：当初契約時点の落札率

(2) 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月3日付け土技第919号）記1. (1)及び2. から8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

(参考様式：特例措置第二(1))

令和 年 月 日

契約担当者 あて

受注者
住 所
氏 名

建設工事請負契約書第6.2条に基づく協議について

令和 年 月 日に契約した下記工事について、建設工事請負契約書第6.2条に基づき、請負代金額の変更の協議を請求します。

記

1. 工 事 名 :
2. 請負代金額 :
3. 工 期 : 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
4. 請 求 理 由 :

【記載例】

(参考様式：特例措置第二(1))

令和5年〇〇月〇〇日

沖縄県知事 殿

受注者
住 所
氏 名

建設工事請負契約書第62条に基づく協議について

令和5年〇〇月〇〇日に契約した下記工事について、建設工事請負契約書第62条に基づき、請負代金額の変更の協議を請求します。

記

- 工 事 名 : 〇〇〇〇 工事
- 請負代金額 : ¥
- 工 期 : 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和××年××月××日
- 請 求 理 由 : 「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置に伴い、令和4年3月から適用する公共
工事設計労務単価に基づく契約を変更するため。

(参考様式：特例措置第二(2))

令和 年 月 日

契約担当者 あて

受注者
住 所
氏 名

建設工事請負契約書第62条に基づく協議について

令和 年 月 日に契約した下記工事について、建設工事請負契約書第62条に基づき、請負代金額の変更の協議を請求します。

記

1. 工 事 名 :
2. 請負代金額 :
3. 工 期 : 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
4. 希望基準日 : 令和 年 月 日
5. 変更請求概算額 :
6. 概算残工事請負代金額 :
(概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に
相応する請負代金額を控除した額)
7. 請 求 理 由 :

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても
問題はない。

【記載例】 (参考様式：特例措置第二(2))

令和5年〇〇月〇〇日

沖縄県知事 殿

受注者
住所
氏名

建設工事請負契約書第62条に基づく協議について

令和5年〇〇月〇〇日に契約した下記工事について、建設工事請負契約書第62条に基づき、請負代金額の変更の協議を請求します。

記

1. 工事名 : 〇〇〇〇 工事
2. 請負代金額 : ¥
3. 工期 : 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和××年××月××日
4. 希望基準日 : 令和△△年△△月△△日
5. 変更請求概算額 : ¥
6. 概算残工事請負代金額 : ¥
(概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に
相応する請負代金額を控除した額)
7. 請求理由 : 「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置に伴い、賃金等の変動による請負代金額
の変更を行うため。

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても
問題はない。